

議第 112 号

下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について

下呂市印鑑条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

マイナンバーカードの利用拡大や、市民の利便性向上を目的として、マイナンバーカード（電子証明書発行機能が付与されたもの）で印鑑登録証明書の交付ができるよう、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市印鑑条例の一部を改正する条例

下呂市印鑑条例（平成16年下呂市条例第65号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(印鑑登録証明書の申請及び交付) 第10条 (略) 2・3 (略) <u>4 前2項の規定にかかわらず、登録者は、印鑑登録証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を添えて自ら書面で市長に申請することができる。</u>	(印鑑登録証明書の申請及び交付) 第10条 (略) 2・3 (略)
<u>5 市長は、前項の申請があったときは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が有効であること及び有効な暗証番号が入力されたことを確認したのち、印鑑登録原票の登録事項との照合をし、当該申請が適正であることを確認し、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。</u>	

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市印鑑条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

マイナンバーカードの利用拡大や、市民の利便性向上を目的として、マイナンバーカード（電子証明書発行機能が付与されたもの）で印鑑登録証明書の交付ができるよう、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 市役所窓口において印鑑登録証の掲示に代えて、マイナンバーカードを掲示することでも印鑑登録証明書の申請及び交付ができるようにします。ただし、マイナンバーカードは利用者証明用電子証明書が有効であり、有効な暗証番号の入力が確認された場合に限ります。

(第 10 条関係)

(2) この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行します。

(附則関係)